

改正

平成22年3月30日規則第24号
平成23年4月1日規則第19号
平成27年12月15日規則第65号
平成28年3月18日規則第6号

山形県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

山形県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の定めるところによる。

(委任)

第3条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) 条例第9条の規定による課税免除に関すること。
- (2) 条例第11条第2項の規定による特別徴収義務者の指定に関すること。
- (3) 条例第12条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録に関すること。
- (4) 条例第12条第3項の規定による特別徴収義務者に対する証票の交付に関すること。
- (5) 条例第12条第6項の規定による証票の返納の受理に関すること。
- (6) 条例第12条第7項の規定による特別徴収義務者としての登録の変更に関すること。
- (7) 条例第13条の規定による申告納入に関すること。
- (8) 条例第14条の規定による徴収猶予に関すること。
- (9) 条例第15条の規定による徴収不能額等の還付及び納入義務の免除に関すること。
- (10) 条例第16条の規定による申告納付すべき納税者としての届出の受理等に関すること。
- (11) 条例第17条の規定による申告納付に関すること。
- (12) 条例第18条の規定による減免に関すること。
- (13) 条例第23条の規定による帳簿の記録等に関すること。
- (14) 第7条第1項の規定による証票の再交付に関すること。
- (15) 第10条の規定による埋立処分の終了等の届出の受理に関すること。

(課税標準の端数計算)

第4条 産業廃棄物税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量に0.001トン未満の端数があるとき、又はその全重量が0.001トン未満であるときは、その端数重量又はその全重量を切り捨てる。

(換算して得た重量)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
2 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
3 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
4 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に掲げる紙くず	0.30

6	廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
7	廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
8	廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9	廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げると畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	1.00
10	廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
11	廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
12	廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13	廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1.93
14	廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げる工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15	廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
16	廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
17	廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考 換算係数は、産業廃棄物の容量1立方メートル当たりのトン数とする。

(課税免除の手続)

第6条 条例第9条の規定による産業廃棄物税の課税免除を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除申請書に搬入に係る産業廃棄物が同条に規定する事由により排出された産業廃棄物であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、条例第9条に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の証票をき損した場合等の措置)

第7条 条例第12条第3項の規定により証票の交付を受けた者は、その証票をき損し、又は亡失したときは、遅滞なく、証票の再交付を申請しなければならない。この場合において、申請した理由がき損によるものであるときは、その証票を返納しなければならない。

2 条例第12条第6項の規定により証票を返納する場合において、その証票を亡失しているときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物埋立処分終了・休止・再開届出書にその旨を記載した上で知事に提出すれば足りるものとする。

(徴収猶予における担保の提供を免除する場合の要件等)

第8条 条例第14条第1項に規定する規則で定める要件は、同項に規定する徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が、当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみて、その徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

2 条例第14条第1項の規定により担保を提供しようとする者は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定の例により担保を提供し、かつ、担保提供書を提出しなければならない。

(減免の通知)

第9条 知事は、条例第18条第1項の申請を受理したときは、同項の規定により減免するかどうかについて、当該申請を行った申告納付すべき納税者に通知するものとする。

(産業廃棄物の埋立処分終了等の届出)

第10条 条例第21条に規定する特別徴収義務者等は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(文書の様式等)

第11条 条例及びこの規則の規定による文書の様式その他の書式は、別表に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 条例附則第5項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付並びに申告納付すべき納税者としての届出は、第11条の規定の例により行わなければならない。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成22年3月30日規則第24号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日規則第65号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。(後略)

(産業廃棄物税に関する経過措置)

- 7 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第8号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)第13条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出については、なお従前の例による。

- 8 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第17号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例第17条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間における産業廃棄物税に係る同項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間における産業廃棄物税に係る同条第1項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 9 第1条の規定による改正前の県税規則により作成した用紙で新規規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるもの、第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるもの、第4条の規定による改正前の山形県産業廃棄物税条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則に相当規定のあるもの及び第5条の規定による改正前の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月18日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則別記第30号様式の改正規定(

「 氏名又は名称 印
個人番号又は法人番号
電話番号 」

を

「 氏名又は名称 印
電話番号 」

に改める部分に限る。)、同規則別記第31号様式の改正規定、同規則別記第37号様式の改正規定(

「 氏名又は名称及び代表者氏名 印
個人番号又は法人番号
電話 番 」
を

「 氏名又は名称及び代表者氏名 印
電話 番 」

に改める部分に限る。)並びに同規則別記第57号の3様式、別記第101号様式、別記第106号の2様式から別記第109号様式まで、別記第112号様式から別記第112号の3様式まで、別記第112号の5様式及び別記第119号様式の改正規定並びに第2条中山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第13号及び別記様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表

様式の名称	様式番号	根拠規定
産業廃棄物税課税免除申請書	別記様式第1号	第6条第1項
産業廃棄物税課税免除承認・不承認通知書	別記様式第2号	第6条第2項
産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	別記様式第3号	条例第11条第2項
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	別記様式第4号	条例第12条第1項
産業廃棄物税特別徴収義務者証票	別記様式第5号	条例第12条第3項
産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書	別記様式第6号	条例第12条第7項
産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	別記様式第7号	第7条第1項
産業廃棄物税納入申告書	別記様式第8号	条例第13条第1項
産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間等指定通知書	別記様式第9号	条例第13条第2項又は第17条第2項
産業廃棄物税徴収猶予申請書	別記様式第10号	条例第14条第1項
産業廃棄物税担保提供書	別記様式第11号	第8条第2項
産業廃棄物税徴収猶予承認・不承認通知書	別記様式第12号	条例第14条第2項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の2の2
産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書	別記様式第13号	条例第15条第1項
産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認・不承認通知書	別記様式第14号	条例第15条第4項
産業廃棄物税申告納付すべき納税者届出書	別記様式第15号	条例第16条第1項
産業廃棄物税申告納付すべき納税者変更届出書	別記様式第16号	条例第16条第2項
産業廃棄物税納付(修正)申告書	別記様式第17号	条例第17条第1項又は第4項
産業廃棄物税減免申請書	別記様式第18号	条例第18条第1項
産業廃棄物税減免承認・不承認通知書	別記様式第19号	第9条
産業廃棄物税更正・決定・加算金決定・納額通知書	別記様式第20号	条例第19条
産業廃棄物税更正請求書	別記様式第21号	法第20条の9の3第1項又は第2項
産業廃棄物税納税管理人設定・変更・異動申告書	別記様式第22号	条例第21条
産業廃棄物税納税管理人設定・変更・異動承認申請書	別記様式第23号	条例第21条

産業廃棄物税納税管理人承認・不承認通知書	別記様式第24号	条例第21条
産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書	別記様式第25号	法第733条の6第2項
産業廃棄物税納税管理人不設定認定・不認定通知書	別記様式第26号	法第733条の6第2項
産業廃棄物埋立処分終了・休止・再開届出書	別記様式第27号	第10条

別記

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号

様式第16号

様式第17号

様式第18号

様式第19号

様式第20号

様式第21号

様式第22号

様式第23号

様式第24号

様式第25号

様式第26号

様式第27号